

目次

はじめに	1
------	---

I. 庭月観音像の科学的調査と修復実践に関する研究

岡田 靖、佐藤高史、片岡太郎、小林 啓、大山幹成、星野安治、門叶冬樹、加藤和浩、庵下 稔

• はじめに	3
1. 庭月観音像の概要と修復の方針	3
2. 庭月観音像の美術史の見解にみる制作年代の考察	10
3. 庭月観音像の使用材の樹種鑑定結果報告	12
4. 庭月観音像の年輪年代学調査報告	19
5. 庭月観音像の放射線炭素年代測定報告	25
6. 科学的調査結果の相互的検討による制作年代に関する評価と修復方針の再検討	30
7. 科学的調査成果を踏まえた修復実践	36
8. まとめ	43
• おわりに	46

II. 資料紹介 山形市慈光明院蔵 浮彫（香合仏）愛染明王像 1 箇

長坂一郎

執筆者一覧	53
-------	----

はじめに

東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター長

長坂一郎

このたび、東北芸術工科大学文化財保存修復研究センターでは研究紀要を発刊することになりました。当センターは全国初の大学付属の文化財保存修復研究機関として2001年に発足し、各機関、法人からの保存修復活動の受託、またそのための調査研究、およびそれらの大学教育への反映を業務として行なってまいりました。

また2005年度～2009年度にかけて文部科学省「私立大学学術研究高度化推進事業（オープン・リサーチ・センター整備事業）」の採択を受け、「地域文化遺産の循環型保存・活用システムに関する総合的研究」を行い、さらに2010年度からは文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形勢支援事業」に採択され、「複合的保存修復活動による地域文化遺産の保存と地域文化力の向上システムの研究」を行っております。

このように当センターは文化財の保存修復とそれを基とした地域文化遺産研究を活動の2つの柱としてきており、さらに今後共その成果を教育の場への活用、地域社会との連携に資することに努めてまいり所存であります。しかし、その活動の基礎となるセンター研究員の文化財の調査、研究を広くまとめて紹介する研究紀要の発行が遅れていました。過去においては研究員が個々に関係学会、研究会等に発表しそれぞれ高い評価を得て来ましたが、その評価が大学付属の研究機関としての当センターの評価に必ずしもつながっていなかった面もあるように思います。この紀要の発刊により当センターにおける研究成果が関連学会、教育の場、地域社会のお役に立てることになれば幸いです。

最後になりましたが、本書の刊行にご協力いただいた各位に、厚く御礼申し上げます。

平成23年3月

庭月観音像の科学的調査と修復実践に関する研究

岡田 靖、佐藤高史、片岡太郎、小林 啓、大山幹成、
星野安治、門叶冬樹、加藤和浩、庵下 稔（執筆順）

はじめに

本論は、平成21年8月20日から平成22年8月7日に本文化財保存修復研究センターの受託研究として実践した、庭月観音像の修復に関する科学的調査による研究成果と、それを踏まえた修復実践に関する研究成果を論じたものである。

1. 庭月観音像の概要と修復の方針

1-1. 庭月観音像の概要

本像は、山形県最上郡鮭川村庭月に位置する天台宗庭月山月蔵院観音堂の本尊としてまつられる木造聖観音菩薩立像である。月蔵院観音堂は、山形県下でも重要な宗教体系の一つである最上三十三観音巡礼の三十三番結願札所として、県内では良く知られている。一番札所を若松寺、二番札所を山寺として始まる最上三十三観音巡礼は、村山地域の上山を南限として最上川沿いに北へと広がり、最北地の本像をもって札止めとなる。月蔵院本堂内には巡礼を終えたおびたしい数の笈摺（おいずり）が奉納され、信仰の篤さを物語っている。

本像は昭和61年に鮭川村の有形文化財に指定されている。その時の調査では、本像は江戸時代初期の制作と判定されている。また同寺には、朽損著しいものの平安時代の作とされる木造如来形坐像があり、同じく村指定文化財となっている。

縁起によれば、本像は慈覚大師により一刀三礼の像法をもって造立されたとされ、近江の鯉江城主であった佐々木氏（近江源氏・宇多源氏）の守護像であったと伝えられる。15世紀末ごろ、佐々木新太郎綱村が出羽へと出向して横川城主小野寺家の客将となり、真室城へと入った際に観音像を城内に安置したが、家臣の庭月利佐衛門広綱の勧めにより鮭川の地に堂宇を建立し、観音像を移遷した。それより、家臣庭月の名をとって庭月観音と呼ばれるようになったとされる。

その後鮭延氏と改名した佐々木氏は、最上義光に恭順してその家臣となり、秀綱（1581-1646）の代に長谷堂合戦などで大いに活躍するが、最上氏の改易に伴って出羽の地を去ったことで、庭月観音堂は



図1 庭月山月蔵院観音堂

荒廃の憂き目にあう。また観音堂は鮭川の沿岸に位置するため、幾度となく洪水の被害を受けてきたと伝えられている。そして、1622年に鮭延氏に代わって真室城に入城した戸沢氏は、二代藩主正誠の時に観音堂の再興に着手し、5年の歳月をかけて1676年に落成して、観音像を対岸の丘陵の上の現在地へと移した。さらに1682年には、観音像付属の厨子、台座光背が造立された。なお観音堂は嘉永年中（1848年～58）に再建され、現在に至っている。

室町時代に庭月の地に安置されたとされる本尊は、佐々木氏の守護像として、最上三十三観音巡礼の結願の霊場として、人々の篤い信仰によって保護、伝承され、現在でも12年に1度、子年に御開帳される秘仏として、全国の巡礼者の信仰を集めている。

1-2. 形状と品質構造

本像の形状は聖観音菩薩の立像である。頭頂部は高髻に結びあげるが、朽損のため髻の形状は曖昧である。額に木製の宝冠をつけ、さらに上に天冠帯付きの金属製の宝冠と簪をつけ、胸には金属製の胸飾をつける。地髪部は毛筋彫りとし、耳朶の形状は両耳とも欠損のため不明である。両腕は屈臂し、左手に蓮華を持って胸前でかざし、右手は五指を開いて正面を向ける。左肩から右腰にかけて条帛をまとい、端を左胸で折り返して下方より垂直に垂らす。その先端の造形は現状では曖昧である。両肩には天衣を掛けて両腕とも腋の内側に巻き込むが、巻き込んだ天衣の先や体幹部背面にはその表現が見ら



図2 庭月観音像安置状態

れない。また右胸には不可解な帯状の布を垂下させる。腰下には裙を纏い、一段目を腰で折り返して端を前、左右に垂らし、二段目を短く折り返して前面にだけ垂らす。腰より左右に天衣を垂下させる。両足はやや開いて、五指ともに平坦に表している。

材質、構造は木造の一木造と思われるが、頭部は首で別材を矧ぎ寄せている可能性がある。表面はほぼ素地の状態であるが、胸や腰、裙の一部に白色下地と赤色顔料の彩色が見られる。体幹部は背面より内剝りを施し、上部（背中）に大きな背板、上部から下部にかけての右腰に小さな背板、下部（腰下）に大きな背板、その下に小さな背板の計4枚の背板で塞ぎ、複数の鉄製の銚で接合して、剥ぎ目に布張りを施している。左腕は肩、肘で別材を2材剥ぎ寄せ、右腕は肩、上腕の中間部、肘、手首で別材を4材剥ぎ寄せる。腕の各材は銚や釘で接合し、矧ぎ目に布張りを施す。持物（蓮華）は別材で彫出し、漆箔を施している。腰横の天衣は、付け根の小材と主要部の2材を矧ぎ寄せて体幹部と接合する。両足先は共に別材で、剥ぎ面をU字型に彫出し、脚柄に組み合わせるように体幹部と接続している。両脚柄は

別材で、体幹部と鉄釘で結束している。

台座、光背は江戸時代の作で、木製寄木造。表面は胡粉下地に漆箔、彩色が施されている。

1-3. 損傷の状態

庭月観音像には、大別して構造的な損傷と尊容に関する損傷が見られる。以下にそれぞれに分けて損傷の状態を述べる。

1) 構造的損傷

構造的損傷の内でも懸念されるのが、木材の腐朽により著しく欠損している像底部分の損傷である（図3）。体幹部の左側面から像底にかけての部位には、補修材と思われる部材が接合されているが、その接合も現状では不安定な状態になっている（図4）。そのため脚柄と像底部の設置だけでは自立が極めて困難な状態となっており、別材で彫出された両足先材や楔状の木材を挿入することで漸く自立できる状態である（図2）。

首部、両肩部、両肘部、右上腕部、右手首部、背板各材などの部材の矧ぎ目に施された鉄製の銚や釘は、そのほとんどが錆びて結合力が低下している。また上に張られた布張りも一部が剥がれかかっている状態である（図5・図6）。各部材は、現状では脱落の危険性があるほどではないが、良好な保存状態とはいえない状況である。

また木材が腐朽により脆弱になっているために朽損が進み、頭頂部、胸部、腰部、裾先部などで造形が不明瞭になっている箇所がある。

2) 尊容に関する損傷

本像の全身は素地を呈した状態であり、上面を中心に埃が堆積している。腹部や胸部などの一部には白色下地と赤色顔料が施されている箇所があるが、これらは後世の修理時に補修箇所を隠すために施された後補であると思われる、現状では尊容を損なっているとと思われる。（図6）。

面部左側には、地髪部から顎に至る大きな割損が見られ、現状では頬の脱落部材に竹釘を打ち込んで補修されているが、部材間に隙間が生じ、顎部では

本体（単位cm）					
像高	133.0	像幅（肘張）	35.0	像奥	26.0
面長	15.0	面幅	13.0	面奥	15.0
台座・光背（単位cm）					
蓮華座高	16.5	蓮華座幅	48.0	蓮華座奥	48.0
框座高	29.5	框座幅	77.0	框座奥	57.5
光背（蓮弁上から）	175.0	高さ（框座上面から）	191.5	幅	75.0



図3 像底部分の損傷



図4 左側面像底部の補修跡



図5 左腕の接合部の布張りとは錆びた鍔



図6 首周り、肩矧ぎ目、左胸の補修跡



図7 面部の割損と補修跡



図8 背面右腰に施された紙

部材が欠損して、尊容を著しく損なっている状態である（図7）。また両耳の耳朶部分の欠損は、頭部の表現に不足感を与えている。

構造的損傷でも述べた首部、左肩部、左肘部、右肩部、右上腕部、右手首部、背板部周辺などの剥ぎ目に施された布張りは、その粗雑な施工と素地との色の差異から、尊容を著しく損なっている。また、矧ぎ目の周囲には漆と思われる黒色の塗料がはみ出すように付着している。

左手先の第2指から第5指が比較的新しい材で補われ、その造形は本像の像容と一致していない。背面腰部分の背板剥ぎ目には厚手の紙が貼り付けられ

ているが、これは前住職が背板に空いた大きな穴をふさぐために応急的に施したものであり、白い和紙の色味は本体から浮いている（図4・図8）。

体幹部の条帛、裙の衣文部分を中心に比較的新しい刃物の刻み跡が見られる。また、裙先前面に足先部材を取り付けるために彫りこまれたと考えられるへこみがあるが、それらは現存の両足先材と一致していない。

以上の尊容に関する損傷は、造形的、材料的、技法観点から推察するに、そのほとんどが後世の修理時の補修であると思われる。

その他に、一部に虫蝕による孔がみられること、

左足腿部分の正面と側面の2箇所が材が焼けて炭化した箇所があること、金属製の宝冠、天冠帯が錆び、表面に緑青が発生していることなどの損傷が見られる。

蓮華座は蓮肉部天板の塗膜が布張りごと完全に剥がれ、一部剥落が生じている状態であった。框座は最近に実践された修理により構造的には堅固であるが、矧ぎ目に塗膜の剥落が生じている。光背は接着剤の膠が劣化したために部材の矧ぎ目が緩み、部材が崩壊する危険がある状態であった。また矧ぎ目を中心に表面下地が剥落し、一部素地が露出している状態であった。

1-4. 修復方針

本像は、各所に発生した腐朽や虫蝕などによる被害が構造や像容の崩壊に関わる深刻な損傷へと進行し、それらの損傷を補うために施された後世の補修と思われる痕跡が全体にわたって多く見られる状態であった。

構造的な損傷は信仰対象としての本像の役割を脅かすだけでなく、本像の今後の保存のためにも改善しなければならない損傷である。そのため、欠損部への新たな補強材の付加や各部材の接合の緩みの改善、腐朽が進んだ木材の強化などの処置を行う必要があると考える。特に像の自立に関わる像底部の損傷が深刻であるため、後世の補修材や足柄材のつけ替えなどの処置が必要であると考えられる。

次に構造的損傷とともに深刻な尊容の崩壊に対する処置が必要であると考えられる。それは、現在も最上三十三観音巡礼の結願札所の本尊として巡礼者の厚い信仰を受けている本像の宗教的な価値に対する処置である。現状における本像の尊容の崩壊は、欠失部分や欠損部分によるものだけではなく、後世の補修によるものが大きく影響していると思われる。その中でも、一部にみられる白色、赤色の彩色や、各矧ぎ目の布張りや背面の紙張りは、本体の尊容を著しく損ねていると思われるため、除去する必要があると思われる。また、各所の接合に施されている釘や鋸はそのほとんどが錆び、構造的な問題だけでなく木材にも悪影響を及ぼしているため、その全てを除去する必要があると考えられる。

全身に散見できる表面造形の彫り変えや一部の部材は、後世の補修によるものである可能性が高いと考えられるが、本像が被った損傷の事実と修理の歴史を証明するものであるため、後補であるからといって一概に除去できるものではない。特に本像の

場合、現在の像容が出版物などにも広く紹介されて多くの人々に認知されているため、像容に対する大幅な現状変更は行うべきではないと考えられる。そのため、今回の修復では現状の像容の印象を維持するために、後世の彫り変えや補修箇所に対する過度な補作や改変を行わず、尊容の回復をはかるための最低限の処置だけを実践することとした。具体的な修復箇所の判断には、各部材の綿密な調査を行ったうえで評価が必要であると思われる。そのため、構造的な損傷への処置目的と合わせて、本像の全解体処置を実践する必要があると考えた。

台座光背に関しては、江戸時代の後補であると推定されているが、本像を荘厳するための重要な部品であるため、損傷部分への処置を行うこととした。主に台座・光背の矧ぎ目にみられる表面加飾（泥下地漆箔・泥下地彩色）の剥落損傷は、荘厳具としての美的役割を損なっているため、それらの箇所に対する充填および補彩処置を行うこととした。また、光背に関しては、矧ぎ目の膠が劣化して崩壊の危険があったため、全ての部材を解体した上で再接着し、剥落した矧ぎ目の表面加飾部に充填および補彩処置を行うこととした。

1-5. 解体処置

修復方針に基づき解体処置を実践した。なお解体処置は、写真撮影および3Dレーザースキャニング計測による修復前の詳細な状態記録を行ったうえで実践した。

解体処置は、各部材を接合している後補と思われる布張りや鋸の除去作業から行った。布張りや鋸を除去したところ、頭部材と首周りの小材の矧ぎ面、肩の矧ぎ面、肘の矧ぎ面などの部材間の接着に麦漆が使用されていることが判明した。麦漆は溶剤などによる除去が不可能な材料であるため、刃物を用いて物理的に除去し、各部材を全て解体した。解体した結果、修復前調査では確認できなかった新たな事実が判明した。その内容を部位ごとに以下に述べる。

A) 像背面

背面に施されていた紙張り、布張り、鋸を除去し、全ての背板を解体したところ、腰部に5センチほどの厚みを残して背中と腰下の上下2段に内割り（背割り）が施されていることが判明した（図9）。また、内割り内部には像の中心部分に位置する箇所に木芯が確認され、内割りは木芯を取り除くように

深く削られているが、像表面までを分厚く彫り残していることが分かった(図11)。さらに、内削りの彫り口は荒々しく、朽損で形状が曖昧になっているものの、1寸五分幅ほどの刃物で削りぬいたであろうことがその痕跡から確認された。

各背削りにあてられた背板は、背中部に1材(以下、上部背板材)、背中部の下部左側面から腰にかけて小材が1材(以下、上部背板小材)、腰下部に1材(以下、下部背板材)、下部背板の下方に小材が1材(以下、下部背板小材)の4材であった(図10)。

上部背板材は、針葉樹と思われる分厚い板材に、体幹部とつながる様に条帛表現が刻まれていたが、その造形は粗雑であるばかりでなく、体幹部の丸みと形状が一致していなかった。

下部背板材に関しては、目視の観察では針葉樹と思われる板材が使用されているが、造形的特徴が上部背板材と異なり、簡素であるものの体幹部の丸みに対する大きな造形的破綻は見られなかった。

上部背板材の左下方から腰を貫通して下部背板左上部に嵌めこまれた長方形の上部背板小材は、目視の観察では、体幹部とも、上・下部背板材とも異なる樹種の木材であると思われ、その造形も粗雑なものであった。

下部背板小材は、上部背板小材と同じ樹種である可能性が目視の観察では確認でき、その造形もやはり本体と見合わないものであると思われた。これらの背板小材は、主要背板材が損傷した部分を補うために施した後世の補修材であると推測される。

B) 体幹部

体幹部材だけの状態に解体してみると、体幹部材の腰回り部分に予想以上の奥行きがあることが分かった。

また、正面の裾の2段目の折り返し部分に施されていた後補と思われる充填材を除去したところ、下から朽損した裾の表現が現れたため、腰回りは制作当初の様相を残していると推測された(図12)。

C) 頭部

頭部は、首回りに寄せられた複数の小材を挟んで体幹部と接合されており、接着には麦漆が使用されていた(図13)。首回りの小材は、目視による観察を行った結果、頭部材とは異なる樹種の木材が使用されていると思われた。

D) 腕部

体幹部材と両上腕部材の接合が、丸柄によって接合されていることが分かった。しかし左上腕部材の体幹部側の丸柄は、柄穴が体幹部、腕部ともに真円であるのに対して楕円形であり、真円の状態で接合を仮定すると腕材が体幹部より1cmほど高くなることが分かった(図14)。

また、右上腕部材の接合面が体幹部と垂直であるのに対し、左上腕部材の接合面がやや斜めになっていることが判明した。このことから、当初は左腕をやや後方に引いた姿勢をとっていた可能性があると考えられた。

左前腕部材は表面の朽損が著しく、処置前の観察では後補の可能性が考えられていた。しかし解体によって、左腕上腕との接合に前腕部から彫り出した丸柄を用いていることが判明し、丸柄は朽損して先端部分の形状が変容しているが丸柄付けの外郭は上腕部に向けられた柄穴とほぼ一致することが確認されたため、上腕部材と同時期の作である可能性が高いと推測された。

右上腕部は、ちょうど中間あたりに布張りが張られていたが、布を除去したところ、上部と下部で2材が鉤状に組み合されていることが分かった。その接合は粗雑で、背面から見た際にはまるで骨折したかのような印象を与えるものであった(図15)。また使用されている木材も、目視の観察では上部材と下部材が異なる樹種であると思われた。

右上腕部材と右前腕部材の接合は、解体の結果、前腕部に板状の柄を共彫りして上腕部に同形の柄穴を彫り込む、左肘とは異なる接合の仕方であることが分かった。また両材の接着は麦漆と複数の鏝で固定されていた。

左手先の第2指から第5指までの4指は、明らかに腕材と造形的に異なるために、後補であると思われる。その造形は稚拙で、竹柄や接着剤、布張りで粗雑に接合されていた(図16)。

E) 像底部

左側面の膝横から像底部に至る部分には、体幹部材を鋸や刃物で平滑に成形した面に、粗雑な造形の施された別材が剥ぎ付けられていた。接合は麦漆を使用せずに鏝のみで固定されていた。

脚柄材は体幹部と異なる樹種の木材を使用しており、体幹部と数本の釘で固定されていた。脚柄材の形状は、体幹部との接合箇所が四角形で、台座との接合部分が丸型であった。体幹部にはこの柄を嵌め

こむための四角形の彫り込みが施されているが、その鑿跡は粗雑で、体幹部の他の木材表面と比べると新しいものと思われる。

以上のように、解体処置によって新たな事実が明らかになった。その中でも、体幹部には特徴的な背割り技法が用いられていることが判明し、また体幹部正面は後世の彫り変えが著しいものの腰部などに制作当初の様相を残す部分が見られたため、それら

の部分を中心に美術史的な制作年代の考察を行った。(第2章)

また、本像には複数の部材が組み寄せられていることが判明し、目視の観察では複数の異なる樹種が使用されていると推察したため、本センターPD(調査当時)の片岡太郎と福島県文化振興事業団の小林啓によって、各材の樹種の鑑定調査を実践した。(第3章)

(岡田)



図9 主要部材だけに解体された体幹部材の背面(上下二段の内割り)



図10 解体展開写真



図11 内割り内部に確認された木芯



図12 腰前面の褶折り返し部に施された後補塗膜



図13 首周りに麦漆で剥ぎ寄せられた小材



図14 左腕の肩矧ぎ面
矧ぎ面が斜めで、柄は真円から楕円形に加工されていた。



図15 右上腕部の粗雑な接合
接合方法は粗雑で骨折したような印象を与える。
また上部材と下部材が異なる樹種であると推測される。



図16 稚拙な彫刻が施された左指先部材

1. 参考文献

- 1) 『鮭川村史 集落編』、1986年、鮭川村史編集委員会
- 2) 『鮭川村史 通史編』、1986年、鮭川村史編集委員会
- 3) 最上郡教育会編纂、『増訂 最上郡史』(山形県郷土史叢刊)、1986年、臨川書店
- 4) 平幡良雄、『最上観音巡礼』、2008年、満願寺教化部

2. 庭月観音像の美術史的見解にみる制作年代の考察

本章では、解体調査によって明らかになった事実を踏まえて、庭月観音像の制作時期について所見を述べる。なお各部位の材に関しては、造立当初のものか後補かを判別するにあたって未だ不確定な要素もまま見受けられる。そのため、像そのものが造立された時期の部材であることがほぼ確実視できる体幹部にのみ焦点をあてる。

庭月観音像の体幹部は、木心を中央に込めた一材より彫出されており、背面部には内削りが施されている。制作時期を比定するにあたって特に注目されるのは、両肩のラインから腰上部の一箇所と腰以下にもう一箇所の計二箇所からノミを入れるという背削りの仕様である。このような複数箇所に背削りを施すという技法は、寄木造が普及し始めた時期より後の都周辺ではあまり見られなくなる珍しいものである。東北地方の作例に関して言えば、管見の限りでは福島・大蔵寺の千手観音菩薩立像（10世紀後半）と同寺の聖観音菩薩立像（10～11世紀か）（図1）が最下限の作例として挙げられ、庭月観音像が指定時の見解の江戸時代初期より遥かに古い時期に造立されていた可能性が高いことを物語っている。

次いで着衣、特に裾の表現について取り上げたい。庭月観音像の裾は、正面部で端のかたちが舌状となるよう腰で一度折り返されているが、腰で再度折り返されて、その上端の余った部分を腰から僅かに覗かせているという複雑な表現となっている。裾の大部分は後世に彫り直されているため、衣文線や舌状となった一段目の折り返しの形状を制作時期比定のための判断材料として扱うことは難しいが、少なくとも二段目の折り返しについては、おおむね造立当初の形状を留めていると考えられる。

庭月観音像のように、裾を二段に折り返し、尚かつその端をほぼ帯状にして僅かに覗かせるという折り返しの形状に関しては、奈良・大安寺の伝楊柳観音菩薩立像（8世紀後半）（図2）をはじめとする8世紀頃の作例から散見され始め、9世紀頃の作例から比較的多く窺えるようになるという特徴がある。このような表現の類似例を探てみると、京都・禅定寺の十一面観音菩薩立像（991～995年）や兵庫・円教寺の釈迦如来両脇寺立像（987年）（図3）などが下限の作例となる。上述の庭月観音像の構造技法において示した見解と共通性があり、その制作時期を特定するうえで重要な表現として捉えられよう。

庭月観音像に関しては、後世の彫り直しが多いこ

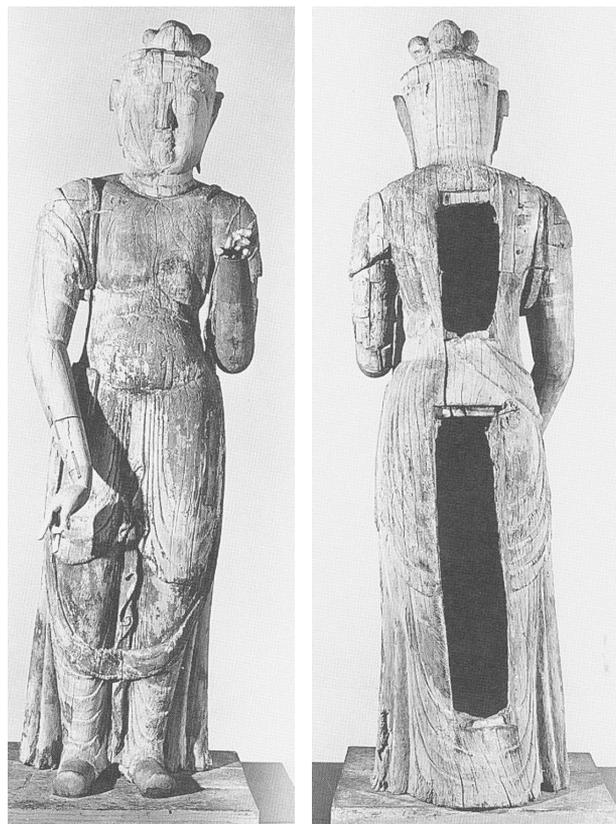


図1 福島・大蔵寺 聖観音菩薩立像（正面・背面）



図2 奈良・大安寺 伝楊柳観音菩薩立像（左図）
 図3 兵庫・円教寺 普賢菩薩立像（右図）

とや後補部材の時代の特徴が済んでいないことから、明確な制作時期を比定するのは困難である。しかし、僅かに残されている判断材料からの考察結果をまとめれば、庭月観音像の制作時期が11世紀頃に遡る可能性はあると言えるのではなかろうか。

最後に年代判定とは異なる考察であるが、本像の姿勢についての所見を述べる。前述したように、本像は後世の彫り変えが著しいために確証を得難い状況ではあるが、体幹部にわずかに痕跡の残る当初部分の箇所から推測するに、本像は左足をやや引いた姿勢をとっていた可能性が考えられる。また、左腕の肘の角度が背面に向かって斜めになっている点から推測するに、左腕をやや後方に引いた姿勢をとっていたと考えられる。その2点の特徴から推察すると、制作当初の庭月観音像の姿は、比叡山延暦寺横川中堂の本尊と同様の横川式観音像（図4）であった可能性が考えられる。

（佐藤）

2. 参考文献

- 1) 『福島県立博物館調査報告第24集－東北の一本彫像－大蔵寺の仏像』、1993年、福島県立博物館
- 2) 『古密教－日本密教の胎動－』、2005年、奈良国立博物館
- 3) 『古寺をめぐる 24 円教寺』、2007年、小学館
- 4) 『最澄と天台の国宝』、2005年、京都国立博物館



図4 京都・延暦寺 横川中堂 聖観音菩薩立像